議会運営委員会記録(未校正)

令和5年12月11日(月)午前10時00分 〇招 集 日 時

IJ

IJ

〇招集場所 議事堂大会議室

〇出席委員 委 員 長 佐 藤 隆 治

> 山 野 井 副 委 員 長 隆

> 委 員 小 堤 修

> > 岩 澤 IJ 信

染 谷 和 博

結 城

77 直 赤 IJ

増 加 充

なし 〇欠 席 委 員

なし 〇出席説明員

○職務のため 議 出席した者

金澤 克仁

長 事 局

田

会 事 務局 部

会 事 務 局 長 補 佐

小笠原一裕

〇付託事件

議員提出議案。取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条

号。例の一部を改正する条例について

〇調査事件

(1) 令和5年度第2回市民との意見交換会におけるご意見・ご要

望の調査について

(2) その他

〇調査の経過

ここから校正済(議案審査)

午前10時 分開議

○佐藤委員長 ただいまの出席委員数は8名。定足数に達していますので、会議は成立し ます。

ただいまから、議会運営委員会を開会します。

次に、本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。

それでは、審査日程に沿って会議を進めます。当委員会の審査順序は、サイドブックス に登載したとおりです。本日は議案審査がございます。議案審査に対する質疑は一問一答 とし、1議題について質疑のみ5分間です。質疑時間残り1分でベルを1回、質疑時間終了でベルを2回鳴らしますので、御承知おき願います。また、発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の後、発言するようお願いします。また、御面倒でも発言前にマイクのボタンを押してから発言願います。

それでは、日程の1、議案審査、議員提出議案第3号、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてです。本件については、12月5日にあらかじめ説明が行われております。

お諮りいたします。議員提出議案第3号について、説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者举手]

○佐藤委員長 全員賛成です――もとい、失礼しました、賛成多数です。よって、議員提 出議案第3号については、説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

赤羽委員。

- ○赤羽委員 それでは、議員提出議案3号について質疑をさせていただきます。まず、提案理由に、議員の期末手当について市長と区別する必要があることから、とされてますが、現行の条例では区別されていないと認識しているのか、お伺いいたします。
- **〇佐藤委員長** 結城委員。
- **〇結城委員** 現行の期末手当は、市長の例による、というふうになっています。ということは、区別されていないというふうに私は思います。
- 〇佐藤委員長 赤羽委員。
- ○赤羽委員 私は区別されていると認識しています。その理由は、私たち市議会議員の期末手当に関する規定は、取手市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例で定められております。一方、市長は取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例で定められております。よって、明確に条例が分かれているわけです。区別されているというのは私の認識ですが、次に二元代表制の一翼だから市長と区別する必要がある、とされていますが、そもそも二元代表制とは、首長と議員がそれぞれを住民が直接選挙で選ぶことであって、本案のように期末手当を分けるとか分けないとか、そういったことではないと考えるんですが、提案者の御意見を伺いたいと思います。
- 〇佐藤委員長 結城委員。
- **○結城委員** この二元代表というのは、今言ったように、首長と議員がそれぞれ別々に選挙で選ばれるから二元代表なんです。ただ、この二元代表を明確になったっていうのが、なかなか日本の場合には難しいと思います。どうしても──私もずっと 20 年やってきましたけれども、殿様と家来みたいな関係──ヨーロッパで生まれたこの二元代表というのが、日本ではなかなか存在し得ないというのが今の現状だろうと思います。今、安芸高田市のところで市長と議会がいろいろとやり合ってユーチューブで出ていますよね。あれも私はやり過ぎというか、ああいう形が二元代表になってしまっては違うんだろうなと思っています。それで二元代表を確立するために、議会基本条例が出来たというふうに私は思

っていて、あれは北海道の夕張なんですよ。夕張の隣の――何だっけあれ、栗山町、栗山町が、議会がしっかりしないといけないということで、ああいう財政状態になったのは赤羽議員もよく御存じだろうと思います。なぜこれが二元代表なのかというのは、やはり相反する、市長がいいときにはいい、だけど悪いときには悪いというブレーキをかけるというのが二元代表の議会の役割だというふうに私は思っています。そういった意味でも、私は、この――あの条例が、市長の例によるということ自体が二元代表のところからして、私は違うというふうに思っています。例えば例を挙げれば、隣の我孫子市は、市長と議員それから議員は――議員じゃない、職員は分けています。なので、分けたから、例えば人事院勧告があるので、職員のことを上げていくという条例と、それから議員とそれから市長、これに関しては報酬等審議会をしっかりと開いて、分けて審議するというふうに聞いています。今回も私、我孫子の市議会のやつ見ましたけれども、条例――この改正で出されているのは、職員のみです。以上です。

〇佐藤委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 議会のことは議会で、執行機関は執行機関で、というのであれば、なぜ今回期末手当条項のみを改正するのか。旅費など様々市長や副市長、市職員の例としている部分がありますが、これでは提出者の考える二元代表制の明確化とはならないんではないですか。

〇佐藤委員長 結城委員。

〇結城委員 それにつきましては、今回、議案第 56 号が出されたからです。出されなければ、いろいろな意味で議員の報酬等も考えながら、そういう条例改正をすべきだと思いますが、今回この議案が上程されていることに対して、私はこれを出しました。

〇佐藤委員長 赤羽委員。

〇赤羽委員 結城議員は、令和元年第4回定例会においても、今回の改正案に近い発言を しております。御記憶ありますか。

〔結城委員うなずく〕

○赤羽委員 4年前の議案第64号として、取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例が市長から提出されました。このときは付託委員会の総務文教委員会では、結城委員は採決を退席され、最終日、本会議では賛成討論されております。その時の一部を読み上げます。私は常勤特別職の期末手当の条例と議員の期末手当条例を分けるべきだと考えて、退席をいたしました。既に近隣市では条例を分けて審議している議会が多数存在してます、と発言してますが、私の認識では多数ではないと思います。近隣市で分けている自治体は──自治体名は──自治体数をお答えください。今、我孫子市の例がありましたが、そのほかありますでしょうか。

〇佐藤委員長 結城委員。

○結城委員 お隣の守谷市、それから白井市、それから町でいうと――どこだっけな―― ちょっと忘れました。ただ、国はスライド制をなるべく取らないようにというふうにいっています。例えば、取手の議会改革というのは、市民に開かれた議会をつくるということでやりましたよね。しかも日本一――日本一を2年連続やりました。それであれば、今回

しっかりとこれを分けるということ――分けているところがあるわけです。柏市も、今この事例としてかかっています。これ実は柏の市議会は、市長と議員っていうのが一つの事例で出されています。それで今回報酬も上げるということで、柏は報酬等審議会を開いたそうです。市長のほうは上がるということでしたけれども、議員は、実はテレビカメラが柏の市議会の入ったときに、いびきをかいている議員がいたそうです。そのことが報酬等審議会で問題になり、市――議員の報酬は上がらなかったそうです。ですから、以上、多数と言っても少数と言ってもあることは存在しているんですよ。ですから取手として、これを別に分けるということに、私はいいんじゃないかと思って上程をさせます――上程しました。

〇佐藤委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 私のほうで調べましたところ、茨城県内では土浦市と守谷市の2市でしたね。 千葉県は多数あるようです。それで、そのときに──4年前の結城議員の討論を再び読み 上げますと、「議会改革の一環でこの条例を分けるべきだと思っています。そこで条例改 正案を議員提案しようと考えましたが、直前に我々の改選を控えた最後の議会で提案する よりは、改選後に新しい議会において審議をして、皆様の御協力の下進めるべきだと考え ました。このことを申し上げて賛成します」と発言しています。なぜ今回は、改選の直前 に提出することになったのか、伺います。

〇佐藤委員長 結城議員。

〇結城委員 今回、賛同する方がいらっしゃったからです。前回いませんでした。以上です。

〇佐藤委員長 赤羽委員。

○赤羽委員 当然ルール上、提出要件が備われば、議員は議案を提出出来ます。それは全く否定するものではありません。しかし、結城議員はまして4年間、4年前、あの討論直後の改選後、副議長に就任されました。そしてまた当時の齋藤議長とともに議会内での議論の土俵に乗せやすい立場にあったはずでございます。また、議会運営委員会で委員でもあり、これまで毎年のように議会基本条例の検証など、議会内で議論を提起する機会があったにも関わらず、全くその言動を私は認知しておりません。御自身のこれまでの発言と

●〔小笠原議会事務局長補佐ベルを1回鳴らす〕

〇佐藤委員長 (続) これまで委員会などの公式会議で提案せずに、今となったことを踏まえ、提出してるお考えを答弁願います。

〇佐藤委員長 結城議員。

○結城委員 それもう既に答えが――私言ってると思いますよ。まず賛同者がいなければ無理なんですよ。それともう一つ、今回は議案として出されているから、非常にこれを私は提出しやすかったということです。それは、逆に議長まで経験した赤羽さんが、議会委員会の中で決めたことを本会議でひっくり返したことありますよね。それって、議長2回やってそんなことができるんであれば、それは私は本当に不思議だと思いました。議会運営委員会というのは、非常に私は重い委員会だと思っています。だから――もう何回も同

じようなことを聞いて。これ本質とは全然違いますよね、逆にまた質問が——出来ないんですよね。

〇赤羽委員 出来ないんですよ。

[笑う者あり]

- **〇結城委員** 出来ないんですよね、反問権ない。だったら今度は委員会にも反問権つけたほうがいいんじゃないすか、議会改革だから。以上です。
- 〇佐藤委員長 赤羽委員。
- ○赤羽委員 今回の議案を可決しても、私たち任期は2月14日で満了となります。対象は1回の期末手当のみです。改選後の24人に大きく影響する問題であり、今回の提出に当たっては、現任期のみを対象とする時限立法にしてはと思いますが、いかがでございますか。
- 〇佐藤委員長 結城委員。
- **〇結城委員** それを私に聞くんですか。
- ○赤羽委員 はい。
- ○結城委員 だって私これ出してるのは、時限立法で出してるわけじゃありませんよ。それと、赤羽委員は報酬を上げるべきだということも前から言っていますよね。報酬を上げたいのであれば、ちゃんと報酬等審議会というのがあります。これを毎年やっている議会もあるわけですよ。ですからこの期末手当も、今回の我孫子みたいに報酬等審議会にかけて、市民に分かるようにして、──これは、この条例そのままだったら、私たち多分議員でも自分の期末手当が上がるのを分からないんじゃないのかなと。56号には書かれてないんですよ、議員って。市長のところを調べないと、市長に、例によるということ一文なんです。これ、どう考えたって議会改革で二元代表をしっかりやってきたと。日本一だっていうことと私は相反するんじゃない──本当に上げたいんだったら報酬等審議会にかけて、市民の意見を聞けばいいんですよ。それを今までずっとやらないで、何でかなと。だからこの知らない間に上がるわけじゃないですか。国民の給与は上がりません、なかなか。それも今回いろいろ問題になったわけです、国会の中でも。ですから、そういったことも踏まえても、私は今回この条例を出したと。以上でございます。

〇赤羽委員 あと何秒。

[発言する者あり]

- 〇佐藤委員長 赤羽委員。
- **○赤羽委員** 次に、本会議における染谷議員の議案質疑に対し、結城議員は、議員の期末 手当の支給率が市民に公開されてなくて、開かれていない議会であると発言しました。こ の答弁に、私は非常に違和感を感じました。私たちの報酬額や期末手当の支給率などは隠 されたものではなくて、決議をし、例規集にしっかりと掲載され、市のホームページでも 確認出来ます。積極的に公開するのであれば、ホームページの議員の紹介ページに……

〔小笠原議会事務局長補佐ベルを2回鳴らす〕

- ○赤羽委員 (続)報酬月額、期末手当の額を掲載すれば足りると考えます。以上です。
- ○佐藤委員長 お答えいただければ。

結城委員。

○結城委員 すみません。今それは、まだやってないですよね。自分たちの報酬がホームページにはちゃんと記されていません。だから、それをやるということなのかなと私は思いましたし。分からないというのは、なぜスライド制を取るのかと――これ国のほうもなるベくスライド制を取らないというふうに、たしか通達を出しています。ですから、そういったことを明らかにするために、私たちはここできっぱりと市長とこれを分けるということをやるべきだと思います。先ほども赤羽議員のほうから出ましたけれども、やってるところがあるんですよ、各自治体で。それが多数なのか少数なのかは別として、やっているところがあります。そしたら、日本の議会の最先端の改革を走っている取手市議会としては、やはりこれはやらなきゃいけないんじゃないですか。以上です。

○佐藤委員長 今質疑が赤羽委員からありましたが、ほかの方で質疑ある方おりますか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○佐藤委員長 ほかにありませんか。──なしと認めます。これで、議員提出議案第3号 の質疑を打ち切ります。

当委員会に付託された議員提出議案の討論に入る前に、確認します。議会基本条例第 11 条第 2 項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするがあります。委員間での自由討議が必要と思われる方は挙手を願います。ありませんか。――ないですので、討論・採決を行います。

次に、当委員会に付託された議員提出議案第3号の討論・採決を行います。討論がある 方は挙手を願います。

赤羽委員。1人しかいないので。

○赤羽委員 議員提出議案第3号、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条 例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をさせていただきます。提案理由 に、議員の期末手当について市長とは区別する必要があるからとされていますが、現行の 条例では区別されていると認識しています。その理由は、私たち取手市議会の期末手当に 関する規定は、取手市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例で定められております。 一方、市長は取手市特別職の職員で非常勤のものの給与及び旅費に関する条例で定められ ております。よって、明確に条例が分けられ、区別されているというのが私の認識です。 次に、二元代表制の一翼だから市長とは区別する必要があるとされていますが、そもそも 二元代表制とは、首長と議員それぞれを住民が直接選挙で選ぶことであって、本案の期末 手当を分けるとか分けないといったことではないと私は考えます。また議会のことは議会 で、執行機関は執行機関で、というのであれば、なぜ今回期末手当の条項のみを改正する のか。旅費など様々、市長や副市長、市職員の例としている部分があれば、これでは提出 者の考える二元代表制の明確化とはならないではないでしょうか。今回の議案を可決して も、私たちの任期は2月14日で満了となります。対象は1回の期末手当のみです。改選 後の24人に大きく影響する問題であります。今回提出に当たって現任期のみを対象とす る時限立法にして、改選後のことは改選後の新しい24人で考えることは検討されなかっ たのでしょうか。次に、5日の本会議における染谷議員の議案質疑に対し、結城議員は、

議員の期末手当の支給率が市民に公開されてなくて開かれた議会ではないと言った趣旨の発言もされていました。積極的に公開するのであれば、ホームページや議会の紹介ページに、報酬月額や期末手当の支給額を掲載すれば足りると考えます。私たちが考える真に開かれた議会とは、こうした議論を市民とともに議論して、表決権を行使することが求められているものであります。また、最後に一言申し上げます。5日の本会議で結城議員は、御自身が副議長を務め制定した議会基本条例施行から取手市議会の議会改革が始まったといった趣旨の発言をされていました。これは全く認識違いと考えます。私が平成20年2月に議長に就任させていただき、岡部副議長の理解の下、議会改革調査特別委員会を議長発議で設置させていただきました。ここから明確に取手市議会は改革の大きな波が発生し、今日に至ります。もちろん、私の前の城之内景子議長からチーム議会の機運は少しずつ醸成され、バトンを引き継がせていただきました。だからこそ、基本条例制定時には、改革先行型とか、第二ステージの文字が、取手市議会の基本条例の資料には付されておりましたのをお忘れでしょうか。以上を申し上げまして、反対討論といたします。

〇佐藤委員長 山野井委員。

〇山野井委員 議員提出議案第3号、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。まず、本当に民間とか社会の賃上げを今一生懸命やってるとこなんですけど、なかなか物価の高騰だったりとかガソリンが高かったり、コストプッシュ型でインフレが起きていると。この中で非常に民間苦しんでる中、オートマティックに議員の給料が上がってしまうと、果たしてこれが理解を得られることなのかという視点で考えて、これやっぱり難しいだろうと。やはり報酬審議会というものをきちんと開いて、第三者機関に、この物価だとか、例えば取手市議会の報酬30年上がってないとか、そういう視点を上げていくのが本来、市民に理解を得られる形だと思っておりますので、賛成いたします。

○佐藤委員長 そのほかありませんか。──大丈夫ですね。 結城委員。

○結城委員 私は提出者なので、もちろん賛成です。先ほどの反対討論を聞いていて、何か個人的に反対討論をぶつけているような気がしたんですね。これは長老の議員としてそういうことを果たして反対討論でやるのかと、びっくりしました。一生懸命考えた文章なんだろうと思います。多分私が言ったこと――本会議で言ったことを調べてやったことなんだろうと思いますが、議員というのは一人一人違った意見を持っているから議会なんですよ。自分の意見だけを押しつけて、それは独裁制になってしまうわけです。先ほど、市長は1人だけを選挙で選ぶんです。私たちは24人、ばらばらの方々が24人という私たち議員を選んでいます。そうすると、その24人の人たちは、やはり別々な意見を持っていていいんです。それがならなければ民主主義にならないわけですよ。それを力で押さえつけてみたり、何かでつってみたり、そういったことでやってしまったら、何のための議会なのか、これは私は違うと思っています。それが本来の議会改革だし、先ほども言いましたけれども……

〇佐藤委員長 結城さん、討論をしていただいて。

- **〇結城委員** 先ほども同じような討論だったじゃないすか。
- ○佐藤委員長 反論のような討論はやめていただいて、討論してください。
- **〇結城委員** 分かりました。以上をもちまして、私は賛成といたします。
- **○佐藤委員長** ほかにございませんか。──討論なしと認めます。これで、当委員会に付託された議員提出議案第3号の討論を打ち切ります。

これにより、当委員会に付託された議員提出議案第3号の採決を行います。これよりという――これによると言った、失礼しました、もとい、これより、当委員会に付託された議員提出議案第3号の採決を行います。採決は挙手によって行います。

議員提出議案第3号、取手市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 賛成少数です。よって、議員提出議案第3号は否決しました。

ここから未校正(議案審査以外)

続いて、日程の2、令和5年度第2回市民との意見交換会における御意見・御要望の調 査についてです。11月24日の議会運営委員会の中で協議を行い、意見交換会の中で頂い た参加者からの御意見・御要望のうち、通年議会としては、モニター制度の導入、陳情も 請願と同じように委員会などで議論しては、の3項目の御意見・御要望について、全て今 後の検討すべき研究課題としますとの回答をすることにしました。それで一つ、陳情と請 願も同じように委員会などで議論をしてはというお話に関してなんですけれども、これは 10月16日に議会基本条例の見直しをした際に、陳情の取扱いについては全会一致で、現 状のままというようなことで、皆さんで回答が出たまだ矢先のことですので、そのあとに このお話が出たということですけれども。現状のままという形での回答でもういいんじゃ ないかと思うんですけれども。今後の研究――検討すべき研究課題としますというような、 次回の改選後の方々に、またこのことを何か振っていただいて議論するというような、研 究課題としますという回答にしましたけど、それでよろしいですかね。それとも現行のこ ういうふうに決めました、というような回答のほうがいいのか。まだ結論出たばっかりで、 意見交換会でその話が出たようですけ――と思うんですけど、意見交換会の中では、こう いう形でしたよということをその言った方には、どう回答したかも分からないんですが、 回答結果はそういうふうに出てるので、今の時点ではもう現行のままと決めたばかりな話 だったと思うんで、そのままでいいんじゃないかなと思うんですけど、どうでしょうか。 御意見をお聞かせください。――いいですか、そうすると……。それでは、この3項目に ついては、改選後の議会運営委員会に引き継ぎしたいと思いますんで、現行のままという ことは、そのときにもう答えてるということを皆さん加味していただいた上で、また改選 後の議会の中で引き継いだ形で進めていっていただきたいと思います。これに御異議はご ざいませんか。〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

続いて、日程の3、その他。その他、追加議案の取扱いの経緯についてです。事務局の 説明を求めます。

小笠原補佐。

〇小笠原議会事務局長補佐 議会事務局の小笠原です。12月8日金曜日に、補正予算2件が追加送付されました。議案第66号、令和5年度取手市一般会計補正予算第10号と、議案第67号、令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算第3号でございます。補正の主な内容は、議案第66号、令和5年度一般会計補正予算第10号は、物価高騰の影響に対するために交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、中学生以下の子どものいる子育で世帯に対し、子ども1人当たり1万円を交付する事業。また、保育所、小中学校の給食費の負担軽減を行う事業、省エネ家電への買換え補助を交付する事業などの経費が計上されているものとなります。また、取手市取手駅西口都市整備事業特別会計につきましては、12月8日の建設経済常任委員会において、都市整備部長より御説明がございましたが、取手駅北地区――取手駅北土地区画整理事業に関しまして、新たな駅前交通広場の開通に向けて要望していた国の補助金の増額内示がされたことから、新たな駅前交通広場の仕上げ工事の経費が計上されたものとなります。いずれも12日に上程、説明、質疑、付託省略で議決をしていただきたく、御協議をお願い申し上げる次第でございます。以上でございます。

〇佐藤委員長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 質疑なしと認めます。事務局の説明のとおり決定することに賛成の委員は 挙手を願います。

〔賛成者举手〕

〇佐藤委員長 全員賛成です。したがって、そのとおり決定いたします。

次に、市ホームページ等への議員の住所の公表についてです。11月24日の議会運営委員会において、各会派での検討をお願いしておりました。この件について、各会派で検討いただいた結果に関して、会派ごとの御報告を願います。

創和会、岩澤委員。

- **〇岩澤委員** 創和会といたしまして、いろいろ意見出たんですが、現状のままでいいのではないかという意見になりました。以上です。今のまま。
- **〇佐藤委員長** 今の表示のままで続けていいということですよね。 みらい、山野井委員。
- **〇山野井委員** 我々もそれでいいと思います。
- **〇佐藤委員長** 公明党、染谷委員。
- **〇染谷委員** 本来は自由に選べるのがいいのかなと思うんですが、皆さんの体制が今まで どおりということであれば、今までどおりで結構です。
- **〇佐藤委員長** ありがとうございます。

日本共産党、加増委員。

〇加増委員 皆さんと同じように、現状のまま。公人としてきちんと出すべきであろうということです。

○佐藤委員長 ありがとうございます。各会派の御報告をいただきまして、全部、現状のままでいいというお話が基本的にあったと思いますので、現状のままで進めさせていただくことにしたいと思いますが、それでは、今現状のままで異議なしと認め、そのようによろしいですか。──ごめんなさい。皆さんにお諮りしたいと思いますが、現状のままでよろしいでしょうか。賛成の委員の方の挙手を願います。

[賛成者挙手]

〇佐藤委員長 全員賛成です。したがって現状のままで決定することにいたしました。

それでは次に、議会でのネクタイの着用についてです。11月24日の議会運営委員会に おいて各会派での検討をお願いしておりました、この件について、各会派で御検討いただ いた結果に関して、会派ごとに御報告をお願いします。

創和会、岩澤委員。

O佐藤委員長 ありがとうございます。

みらい会派、山野井委員。

○山野井委員 私どもも基本的には自由でいいかなと思いまして、クールビズ期間が決まっておりましたけれども、職員さんのほうで、11月になっても外しても、という形で勤務が見られました。私どもも11月非常に暑かったというふうに記憶しておりまして、わざわざ暑いの我慢してネクタイを着用する必要はないと。ただ──いろんな場面がありますから、本会議でぴりっとした姿で演壇に立ちたいという方は締めればいいでしょうし、そういった形で自由でよろしいんではないでしょうか。

〇佐藤委員長 公明党、染谷委員。

○染谷委員 たしか建設経済委員会やったとき、11月ですがすごい暑い日がありまして、 みんなネクタイを外していいかと言われたんですけど、そのときは取りあえずネクタイ着 用ということが決まっておりましたので、やはりそういうことも今ありますので、ネクタ イ着用については自由でいいかなというふうに思っております。

○佐藤委員長 加増委員、お願いします。

〇加増委員 私も皆さんと同じように、本人の意思で自由でいいんじゃないかと。ただ、

場面に応じて必要なときもあるかと思うんで、それは対応していくということで、皆さん と同じです。

○佐藤委員長 ありがとうございました。各会派の御意見が全部出て、基本的には今まではクールビズ以外はネクタイは着用してたところが自由でいいのではないかというお話だったと思うんです。それと今、加増さんおっしゃった中には、例えば、必要だというような――例えば集合写真撮るときとかそういうときだけは、ネクタイしてくださいとか、そういうニュアンスがあるように感じたんですけど。その辺はもう完全に基本的に皆さん自由な撮影にするという意味での問い方なのかなと思ったんですけど、ちょっとそこは違うんですか。

○染谷委員 恐らく式典とかそういうことを加増さん言われてたと思うんで、そういうときは――そういう時はしてくると思いますので、特に個人の良識に任せればいいんじゃないすか。

[発言する者あり]

- 〇佐藤委員長 加增委員。
- **〇加増委員** ここの場はネクタイしたほうがいいなって、本人の判断だと思うんですが、 強制されるものではないというのは、原則そういうことですよね。そういうことです。
- **〇佐藤委員長** それでは、御意見が自由ということで皆さんまとまってますので、今後は 自由にしたいと思いますが、それで御異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あ り]
- **○佐藤委員長** 異議なしと認め、そのように決定をいたします。ただいま、議会でのネクタイの着用について自由とすることに決定しましたが、いつからこの変更を適用するかを決定したいと思います。11月24日の議会運営委員会において、第4回定例会においてはこれまでどおりネクタイの着用をすることが決定されております。私としましては、先ほど決定した変更については、今定例会の閉会後の会議からにしたいと思いますが、御意見はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○佐藤委員長 よろしいですか。なしと認めます。

それではお諮りします。ただいま決定したネクタイの着用に関する運用については、今 定例会の閉会後からの会議から変更することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者举手〕

〇佐藤委員長 全員賛成です。したがってネクタイの着用に関する運用については、今定 例会の閉会後の会議から変更することに決定をしました。

最後に、議長・議会運営委員長から、次期議員への引継ぎメッセージをいただくことになっております。ここで議長から次期議員への引継ぎメッセージを御発言をお願いします。 金澤議長。

○金澤議長 貴重な時間ありがとうございました。令和4年の2月に就任してから約1年10か月で、残りの期間も2か月となりました。1月に改選を迎え、我々の任期は2月の14日までで、2月の15日からは次の議員の方々の任期となります。次期の方々への引継ぎということでございますが、この議会運営委員会の中でも、いろいろ──さっきの議員

提出議案の中でも一部ありましたけれども、議員の報酬等について、これは次期の議員の方々で早急に、議会としての様々な考え方、結論を出すように努力をしていただきたいと思います。さらに今期後半――つい先日も皆さんで活発な議論をしていただきましたが、政務活動費の使い方等の一部――一部を改正しましたが、これについても大きな視点で、議会として議論していただければと思います。そして、前半・後半で予算・決算の委員会の在り方については、試行を重ねてまいりました。令和6年の3月には、当然、予算が審議されるわけですけれども、これについても、次期の――新たな期の議員任期の皆さんでぜひ検討していただき、どういう形がこの取手市議会の審査に合ってるのかというのを決定していただければと思います。私から次期の皆様への引継ぎという形でお願いしたいのは、以上の大きく3点となります。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。〇佐藤委員長 金澤議長、ありがとうございました。

私からも、それでは発言させていただきます。議会運営委員長として2年間務めさせていただく中で、委員の皆様、そして事務局の皆様に大変いろいろ御協力をいただきまして本当にありがとうございました。改革度が高くなって順位というのが、常に意識がするところもあったんですけれども、やっぱり改革というのは、市民の皆さんの福祉の向上につながることをやって、市民の皆さんが、よくやってるねと喜んでいただくところが、私たちはその順位以上に感じる大切なものだと思っております。私はそういう中で、2年間は、市民の皆さんのやっぱりこのニーズに沿ったところはどう感じるのかということを考えながら進めさせていただいたつもりです。また次の――次期議員の引継ぎのメッセージとしては、やっぱり改革度が高いという言葉を常にいわれる取手市議会ですけれども、市民の皆さんの思いに寄り添って、そして開かれた議会が議員一人一人の考え方でできることを目標にしながら、またしっかりとした取手市議会の運営ができるように、次の――次期の議員さんにつなげていただきたいと思っております。いろいろ皆様には御協力いただきまして本当にありがとうございました。私からは以上になります。

そのほか、議長や委員の方から何か、御意見とかございませんか。——大丈夫ですか。 事務局から何かございませんか。——大丈夫ですか。ありがとうございます。——なしと 認めます。

それでは皆様大変お疲れさまでございました。これで議会運営委員会を閉会します。 午前 時 分散会

午前 時 分散会

取手市議会委員会条例第31条第1項の規定により署名又は押印する。

